定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙

【意見公募対象一覧：省令】

	意見募集対象	根拠規定	命令等の案
（１）	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（令和８年総務省令第59号） （無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号））	電波法(昭和25年法律第131号)	別添１

【意見公募対象一覧：告示（1/2）】

	意見募集対象	根拠規定	命令等の案
（２）	無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第百三十七条の三第三項及び第五項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する国又は地域及び値を定める件（令和８年総務省告示第170号）	無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第137条の３第３項及び第５項	別添２
（３）	周波数割当計画（令和６年総務省告示第402号）の一部を変更する件（令和８年総務省告示第180号）	電波法第26条第１項	別添３
（４）	昭和61年郵政省告示第395号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第171号）	電波法第７条第１項第２号及び第４号	別添４
（５）	昭和51年郵政省告示第87号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第172号）	電波法施行規則別表第一号の三の第１の表２１の項及び第２の表２の項	別添５
（６）	平成30年総務省告示第356号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第173号）	無線局免許手続規則別表第２号の４	別添６
（７）	平成26年総務省告示第338号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第174号）	無線設備規則第49条の６の９第１項第２号ロ等	別添７

定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙

【意見公募対象一覧：告示（2/2）】

意見募集対象		根拠規定	命令等の案
（８）	令和2年総務省告示第251号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第175号）	無線設備規則第49条の６の13第１項第２号ロ等	別添８
（９）	平成23年総務省告示第453号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第176号）	無線設備規則第49条の６第１項第２号等	別添９
(10)	平成29年総務省告示第294号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局等に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第177号）	無線設備規則第49条の８の２第１項第１号イただし書等	別添10
(11)	平成23年総務省告示第278号（登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第178号）	登録検査等事業者等規則第17条及び別表第５号第３の３（２）	別添11
(12)	平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件（令和８年総務省告示第179号）	登録検査等事業者等規則第20条	別添12

【意見公募対象一覧：訓令】

意見募集対象	根拠規定	命令等の案
（13）　電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（令和８年総務省訓令第19号）	電波法第７条、行政手続法第５条第１項	別添13